

企業立地促進費補助金の概要

◎ 事業の概要

対象業種(事業)、対象地域、新設・増設、投資額、雇用増等に応じて、最大20億円の補助金を交付できる制度

類型	区分	対象業種	対象地域	補助要件 ・投資額 ・雇用増	新設 増設	助成内容		
						助成額	限度額	通算 限度額
類型 1	成長産業分野	自動車関連製造業 航空機関連製造業 高機能素材・複合材料関連製造業	全道 (札幌市を除く) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。 (札幌市を除く。))	5億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	15億円	20億円 同一企業につき
		増設			投資額の5%	5億円		
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業		10億円以上 1人以上	新設	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき
					増設	投資額の5%	3億円	
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること		一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 20億円以上 5人以上	新設	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円
		増設			投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円		
	データセンター事業	2.500万円以上 5人以上	新設	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき		
	増設		投資額の5%					
	基盤技術産業	全道	(投資額要件なし) 20人以上(札幌市は 30人以上)	新設	1年間の賃料の 1/2×3年間(札幌市 は1年間)	1,000万円/ 年	—	
	発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に 関連する業種に限る。	全道	10億円以上 研究員5人以上	新設	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき
5億円以上 研究員5人以上		増設		投資額の5%	3億円			
高度物流関連事業 ※成長産業分野に 関連する事業に限る。		全道 (札幌市を除く)	20億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	10億円		
類型 2	市町村連携促進分野	・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置 の対象であること ※旧企業立地促進法適用地域 においては指定集積業種	特別対策地域	2,500万円以上 5人以上(補助対象 施設と一体的に事業 を行う施設の雇用増 (2人まで)を含むこと ができる)	新設 増設	投資額の4%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき
			特別対策地域と、地域未 来投資促進法適用地域 又は旧企業立地促進法 適用地域			2,500万円以上 5人以上(補助対象 施設と一体的に事業 を行う施設の雇用増 (2人まで)を含むこと ができる)	新設	
			地域未来投資促進法適 用地域又は旧企業立地 促進法適用地域	2,500万円以上 5人以上(補助対象 施設と一体的に事業 を行う施設の雇用増 (2人まで)を含むこと ができる)	新設			
						工業団地(札幌市を除く) (製造業又は植物工場に 限る。)(植物工場は、工業 団地と工場適地を対象と する(札幌市を除く。))	5,000万円以上 5人以上(補助対象 施設と一体的に事業 を行う施設の雇用増 (2人まで)を含むこと ができる)	
		増設	投資額の4%					